

伊吹山自然再生協議会規約の一部改正について

(概要)

(1) 「伊吹山を守る会」(以下「守る会」。)については、昭和47年に発足し、米原市環境保全課を事務局として長期にわたり活動が行われてきたが、伊吹山の自然保護に係る課題が複雑化し、本協議会において自然再生事業に本格的に取り組むこととなったことに伴い、事業や会議が重複し、会員の負担や混乱の一因となっていた。こうしたことから、本協議会において一層の官民学連携と効果的な活動が継続されることを念頭に、守る会は平成29年3月31日をもって解散された。

解散に当たり、会員から「45年の歴史のある「伊吹山を守る」という名称を本協議会に取り入れてほしい」との要望があったことを受け、米原市より協議会の名称改正についての要望があったため

(2) 協議会規約では、第5条で委員任期および再任について規定されているが、実質的に運用されていない。また、継続的な議論を行う上で、必ずしも委員任期に拘束される必要はないため

(改正案)

(1) 協議会の名称を「伊吹山を守る自然再生協議会」に変更したい。

また、守る会の解散に際し、当協議会への加入希望の意向のあった「米原観光協会」を、規約第6条1項の規定に基づき、新たな委員として参画いただきたい。

さらには、村瀬忠義氏(伊吹山を守る会顧問)については、高齢のため、近年の協議会に参加されておらず、守る会の解散についても親族から了承の連絡があったのみで今後の協議会への参加が見込めないことから、規約第6条第2項に準じて、委員辞任を認めていただきたい。

伊吹山自然再生協議会規約 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">伊吹山自然再生協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、伊吹山自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(委員) 第5条 省略 <u>2 委員の任期は2年とする。</u> <u>3 委員の再任は妨げない。</u></p> <p>第6条～第14条 省略</p>	<p style="text-align: center;">伊吹山<u>を守る</u>自然再生協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、伊吹山<u>を守る</u>自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(委員) 第5条 省略 <u>2 (削除)</u> <u>3 (削除)</u></p> <p>第6条～第14条 省略</p> <p><u>(附則) この規約は平成29年6月15日から適用する。</u></p>